

監事監査報告書

令和2年5月22日

学校法人 城星学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 城星学園

監事 中川雅晴

監事 津田裕行

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人城星学園寄附行為第16条の規程に基づき学校法人城星学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり会計監査人（公認会計士 村井一雅氏）から決算業務が学校法人会計基準に則り適正に行われたことを確認し、担当理事から業務の報告を聴取し、重要な決済書類を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施いたしました。

監査の結果、学校法人城星学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと確認いたしました。